

# 役員等報酬規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人泉カナン会（以下「当法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事並びに監事）及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

## (報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等については、職員賃金規程に従い、役職及び業務に応じた職員給与、賞与及び退職手当を支給し、役員としての報酬等は支給しない。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

## (非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額
- (2) 通勤手当については、別表2に定める額

## (報酬等の支給方法)

第4条 役員等に対する報酬等の支給時期は、当法人職員に対する給与等の締日及び支給日と同日とする。ただし、非常勤役員等に対する報酬のうち、理事会等会議への出席によるものについては都度支給する。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人からの申し出による立替金、積立金等を控除して支給する。

## (公表)

第5条 当法人は、この規程をもって社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

## (改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

## (補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

## 附則

この規程は、2019年4月1日より施行する。

## 別表1 非常勤役員等の報酬

### (1) 評議員

内容	日額
評議員会への出席	5,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	1日 10,000円 半日 5,000円

(2) 理事

内容	日額
理事会等会議への出席	10,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	1 日 10,000 円 半日 5,000 円

(3) 監事

内容	日額
監事監査への出席	20,000 円
理事会等会議への出席	10,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	1 日 10,000 円 半日 5,000 円

別表 2 非常勤役員者の交通費

非常勤役員等の交通費	自宅の最寄り駅からの公共交通機関の実費
------------	---------------------